久喜市議会
平成２５年６月定例会議案

議　　案　　目　　録

議案第６４号　平成２５年度久喜市一般会計補正予算（第２号）について　……　１
議案第６５号　平成２５年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について　……　２
議案第６６号　平成２５年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について　……　３
議案第６７号　平成２５年度久喜市水道事業会計補正予算（第１号）について　……　４
議案第６８号　久喜市税条例の一部を改正する条例　……　５
議案第６９号　久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例　……　１０
議案第７０号　久喜市立体育施設条例の一部を改正する条例　……　１１
議案第７１号　久喜市栗橋Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部を改正する条例　……　１４
議案第７２号　久喜市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例　……　１６
議案第７３号　久喜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例　……　１７
議案第７４号　久喜市介護保険条例の一部を改正する条例　……　１８
議案第７５号　久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例　……　１９
議案第７６号　久喜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例　……　２０
議案第７７号　久喜市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例　……　２１
議案第７８号　久喜市教育振興基本計画について　……　２２
議案第７９号　友好都市の提携について　……　２３
議案第８０号　財産の取得について　……　２４
報告第　２号　継続費逓次繰越額の報告について　……　２５
報告第　３号　繰越明許費繰越額の報告について　……　２７
報告第　４号　事故繰越し繰越額の報告について　……　３０
報告第　５号　継続費逓次繰越額の報告について　……　３２
報告第　６号　繰越明許費繰越額の報告について　……　３４
報告第　７号　事故繰越し繰越額の報告について　……　３６

議案第６４号

平成２５年度久喜市一般会計補正予算（第２号）について

平成25年度久喜市一般会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第６５号

平成２５年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

平成25年度久喜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第６６号

平成２５年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

平成25年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第６７号

平成２５年度久喜市水道事業会計補正予算（第１号）について

平成25年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第６８号

久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第34条の7を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第34条の7　所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

(2)　社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を埼玉県内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(埼玉県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

(3)　所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。)のうち、次に掲げるものに対するもの

ア　埼玉県内に主たる事務所を有する法人

イ　埼玉県知事又は埼玉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、埼玉県民の福祉の増進に寄与するものとして、埼玉県税条例施行規則(昭和25年埼玉県規則第41号)で定めるところにより、埼玉県知事が指定したもの

2　前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

附則第3条の2中「、第52条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法

(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2　当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「(平成9年法律第89号)」を加え、「(以下本項」を「(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2第1項中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第7条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4　第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す

		る法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、」を「附則第5条の4の2第6項」と、」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附　則

(施行期日)

第1条　この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

第2条　改正後の久喜市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条　新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2　新条例附則第22条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3　新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　田　中　暄　二

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、この案を提出するものであります。

議案第６９号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

附則第18項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附　則

(施行期日)

第1条　この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条　改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　田　中　暄　二

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第７０号

久喜市立体育施設条例の一部を改正する条例

久喜市立体育施設条例(平成22年久喜市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第2条の表西大輪運動広場の項を削る。

第15条を第20条とし、第14条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第15条　教育委員会は、体育施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1)　第4条各号に掲げる業務

(2)　体育施設の施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務

(3)　前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2　指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第3条、第7条及び第9条の規定の適用については、第3条第2項中「久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第7条第1項及び第3項並びに第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第16条　市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2　前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第2から別表第4までに定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第17条　第7条の規定による許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、指定管理者が指定管理業務を行う場合においては、第12条の規定にかかわらず、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を体育施設の利用の許可の際に指定管理者に納付しなければならない。

2　指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る

利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3　指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（利用料金の減免）

第18条　指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第19条　指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

(1)　体育施設の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。

(2)　利用権利者の責めに帰することができない理由により、体育施設を利用することができないとき。

別表第1西大輪運動広場の項を削る。

別表第4の1中「鷲宮運動広場、西大輪運動広場及び南栗橋スポーツ広場」を「鷲宮運動広場及び南栗橋スポーツ広場」に改め、同表の1西大輪運動広場の部を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条、別表第1及び別表第4の改正規定は、平成25年7月11日から施行する。

（経過措置）

2　前項本文に規定する施行日以後に指定管理者に体育施設の管理を行わせるときは、当該施行日前に改正前の久喜市立体育施設条例の規定により教育委員会がした利用の許可その他の処分（当該施行日以後の利用に係るものに限る。）又は教育委員会に対してされた申請その他の行為（当該施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、当該施行日以後における改正後の久喜市立体育施設条例の適用については、同条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

　久喜市立体育施設への指定管理者制度の導入及び平成25年7月11日から西大輪運動広場を廃止することに伴い、この案を提出するものであります。

議案第７１号

久喜市栗橋Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部を改正する条例

久喜市栗橋Ｂ＆Ｇ海洋センター条例(平成22年久喜市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第6条中「財団法人」を「公益財団法人」に、「置く」を「置くことができる」に改める。

第15条を第20条とし、第14条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第15条　教育委員会は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1)　第4条各号に掲げる業務

(2)　センターの施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務

(3)　前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2　指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第3条、第7条及び第9条の規定の適用については、第3条第2項中「久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第7条第1項及び第3項並びに第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第16条　市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2　前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第17条　第7条の規定による許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、指定管理者が指定管理業務を行う場合においては、第12条の規定にかかわらず、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金をセンターの利用の許可の際に指定管理者に納付しなければならない。

2　指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3　指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（利用料金の減免）

第18条　指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第19条　指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

(1)　センターの管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。

(2)　利用権利者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、施行日前に改正前の久喜市栗橋Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の規定により教育委員会がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は教育委員会に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における改正後の久喜市栗橋Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の適用については、同条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市栗橋Ｂ＆Ｇ海洋センターへ指定管理者制度を導入することに伴い、この案を提出するものであります。

議案第７２号

久喜市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

久喜市児童福祉審議会条例(平成22年久喜市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第3項」の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項」を加える。

第2条中「児童の福祉に関する事項」の次に「及び子ども・子育て支援に関する事項」を加える。

第3条第1項中「13人」を「16人」に改め、同条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5)　子どもの保護者

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2　この条例による改正後の久喜市児童福祉審議会条例第3条第2項第5号の規定により最初に委嘱された委員の任期は、同条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、当該最初に委嘱された際現に同条例第3条第2項の規定により委嘱されている委員の任期と同時に満了するものとする。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、この案を提出するものであります。

議案第７３号

久喜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

久喜市後期高齢者医療に関する条例(平成22年久喜市条例第134号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2　改正後の久喜市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合を改定したいため、この案を提出するものであります。

議案第７４号

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2　改正後の久喜市介護保険条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、介護保険料に係る延滞金の割合を改定したいため、この案を提出するものであります。

議案第７５号

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成22年久喜市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加え、「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、本市に派遣された職員に対する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する規定を新設したいので、この案を提出するものであります。

議案第７６号

久喜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

久喜市交通安全対策会議条例(平成22年久喜市条例第190号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第6号を次のように改める。

(6)　埼玉東部消防組合消防局長

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

埼玉東部消防組合が発足したことに伴い、久喜市交通安全対策会議条例の一部を改正するため、この案を提出するものであります。

議案第７７号

久喜市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

久喜市道路占用料徴収条例(平成22年久喜市条例第196号)の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	980円

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

道路法施行令の一部改正に伴い、太陽光発電設備等の占用料を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第７８号

久喜市教育振興基本計画について

久喜市教育振興基本計画を別冊のとおり提出する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、久喜市教育振興基本計画を定めたく、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第７９号

友好都市の提携について

久喜市は、青森県野辺地町と産業、経済、文化、教育等の交流により相互の信頼を深め、これまでの友好関係をさらに推進するため、友好都市の提携をすることについて、議会の議決を求める。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　田　中　暄　二

提案理由

久喜市と青森県野辺地町との間に、友好都市を提携することについて議会の議決を得たいので、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第８０号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

１　財産の種類　　ＣＤ－Ｉ型消防ポンプ自動車
２　数　　量　　4台
３　取得金額　　65,100,000円
４　契約の相手方　　栃木県宇都宮市江曽島町1365番地1
株式会社ネイチャー
代表取締役　山　本　　努

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由
消防団消防ポンプ自動車を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

報告第２号

継続費逓次繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、平成24年度久喜市一般会計予算継続費の逓次繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

平成２４年度久喜市継続費繰越計算書

款	項	事　業　名	継続費の総額	平成２４年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残　　額	翌　年　度	左 の 財 源 内 訳			
											特 定 財 源		
				予算計上額	前年度逓次繰　越　額	計			逓次繰越額	繰　越　金	国県支出金	地　方　債	そ　の　他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１０　教育費	２　小学校費	栗橋南小学校北校舎改築事業	888,600,000	425,236,000	389,286,000	814,522,000	311,149,767	503,372,233	503,372,233	58,228,233	125,844,000	319,300,000	

報告第３号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成24年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

平成２４年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事　業　名	金　　額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
２　総務費	１　総務管理費	共通基盤システム維持管理事業	30,000,000	30,000,000					30,000,000
		住民情報システム更改事業	100,000,000	98,700,000					98,700,000
		交通安全施設管理事業	16,900,000	16,900,000		9,295,000			7,605,000
		地域公共交通検討事業	6,188,000	3,833,000					3,833,000
３　民生費	２　児童福祉費	放課後児童クラブ施設整備事業	15,211,000	4,043,000					4,043,000
４　衛生費	２　環境衛生費	環境基本計画策定事業	6,899,000	6,899,000					6,899,000
６　農林水産業費	１　農業費	農業用施設補修事業	4,200,000	4,200,000					4,200,000
８　土木費	２　道路橋りょう費	道路補修事業	4,130,000	4,130,000		1,375,000			2,755,000
		道路新設改良事業	68,071,000	51,308,000			37,400,000		13,908,000
		東鷲宮駅西口停車場線延伸整備事業	97,300,000	97,300,000		38,920,000	58,300,000		80,000
		市道久喜２１１号線道路改良事業	9,363,000	8,900,000			1,300,000		7,600,000
		西堀・北中曽根線道路改良事業	34,125,000	33,025,000			29,700,000		3,325,000
		橋りょう維持管理事業	12,451,000	12,400,000					12,400,000
	３　河川費	河川改良事業	11,097,000	6,300,000			5,600,000		700,000
	４　都市計画費	圏央道側道整備事業負担金事業	26,292,000	4,609,000			2,925,000		1,684,000
		街路整備事業	24,108,000	24,108,000			16,400,000		7,708,000

平成２４年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事　業　名	金　　額	翌年度繰越額	左　の　財　源　内　訳				
					既　収　入 特定財源	未収入特定財源			一　般　財　源
						国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
１０　教育費	２　小学校費	小学校校舎改修事業	18,600,000	17,991,000			13,400,000		4,591,000
		小学校耐震化整備事業	509,100,000	509,100,000		134,554,000	320,200,000		54,346,000
		小学校プール改修事業	209,000,000	209,000,000		67,347,000	141,500,000		153,000
	３　中学校費	中学校耐震化整備事業	125,400,000	125,400,000		36,727,000	80,800,000		7,873,000
	６　保健体育費	給食センター等管理事業	2,730,000	2,730,000					2,730,000

報告第４号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成24年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

平成２４年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事　業　名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
２　総務費	１　総務管理費	低公害車購入事業	2,637,474		2,637,474		2,637,474			2,200,000		437,474	同一車種の発注集中により、納品に不測の日数を要したため。
６　農林水産業費	１　農業費	県費単独土地改良事業	148,435		148,435		148,435					148,435	相続登記及び所有権移転登記が年度内に完了せず、所有者への土地代金の支払いができなかったため。
８　土木費	４　都市計画費	都市計画区域再編事業【繰越明許費分】	8,190,000		8,190,000		8,190,000					8,190,000	県が実施する都市計画手続きに遅れが生じたため。
		街路整備事業【繰越明許費分】	176,961,773	10,498,635	166,463,138		166,463,138			149,800,000		16,663,138	電柱所有者が実施する、電柱移設に不測の日数を要したため。

報告第５号

継続費逓次繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、平成24年度久喜市下水道事業特別会計予算継続費の逓次繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

平成２４年度久喜市継続費繰越計算書

款	項	事　業　名	継続費の総額	平成２４年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残　　額	翌　年　度	左 の 財 源 内 訳			
										繰　越　金	特 定 財 源		
				予算計上額	前年度逓次繰　越　額	計			逓次繰越額		国県支出金	地　方　債	そ　の　他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
２ 下水道維持管理費	１ 下水道維持管理費	合流式下水道改善事業	242,550,000	97,020,000		97,020,000	38,196,400	58,823,600	58,823,600	2,943,600	15,480,000	40,400,000	

報告第６号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成24年度久喜市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

平成２４年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事　業　名	金　　額	翌年度繰越額	左　の　財　源　内　訳				
					既　収　入 特定財源	未収入特定財源			一　般　財　源
						国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
			円	円	円	円	円	円	円
２　下水道維持管理費	１　下水道維持管理費	吉羽雨水ポンプ場耐震補強事業	50,000,000	50,000,000		25,000,000	25,000,000		

報告第７号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成24年度久喜市下水道事業特別会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

平成２４年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事　業　名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1 下水道事業費	1 下水道事業費	下水道管布設事業	22,942,500	10,120,000	12,822,500		12,822,500	641,125		12,100,000		81,375	設計変更及び工法変更により、工事に期間を要したため。
2 下水道維持管理費	1 下水道維持管理費	下水道管布設替事業	5,586,000	2,010,000	3,576,000		3,576,000			3,300,000		276,000	地元要望への対応により、設計変更等に期間を要したため。